

青葉区民会議設置要綱

制 定 平成 21 年 3 月 24 日 青政第 1573 号（区長決裁）

最近改正 平成 24 年 4 月 1 日 青政第 1421 号（区長決裁）

（設置趣旨）

第 1 条 広聴活動を通じて得た区民の声を反映した、次世代に引き継ぐ「丘のよこはま」のまちづくりを推進することを目的に、青葉区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

（性格）

第 2 条 区民会議は、すべての青葉区民に開放され、民主的な運営のもとに、自主的に活動を行うこととする。また、無償によるボランティア活動とする。

（活動期間）

第 3 条 委員の活動期間は、2 年とし、原則として 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までとする。

（活動）

第 4 条 区民会議は、活動期間中、区民や地域の課題を話し合い、地域の課題解決等に取り組むとともに、必要に応じて提案を行う。

（組織・委員構成）

第 5 条 区民会議は、公募及び推薦の委員で構成する。

（役員）

第 6 条 区民会議に、代表委員、副代表委員、広報委員長を置く。

（顧問）

第 7 条 区民会議に、顧問を置くことができる。

（経費）

第 8 条 区民会議の活動経費は、内容に応じて青葉区が負担し、直接執行する。

（事務局）

第 9 条 区民会議の自主的な活動に対し、側面から支援するとともに助言を行うために、事務局を置く。事務局は、青葉区総務部区政推進課に置く。

（会議の公開）

第 10 条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の経費及び事務局等に関し必要な事項は、青葉区長が定め、区民会議の活動に関し必要な事項は、区民会議が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。